

西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

市民の皆様からお寄せ頂いたご質問やご相談を以下にまとめました。知りたいことが見当たらない場合や詳細を確認したい場合は商工課(☎0798-35-3641)までご連絡下さい。

1. 募集／応募について

(1)	いつから募集が始まりますか？ 何を見たら分かりますか？	事業が実施される場合は市政ニュースとホームページ(以降、HPと表記)で告知します。例年であれば4月と8月に募集を行っております。(その年によって異なります) また、実施する場合は本庁1F、各支所、サービスセンターにパンフレットを置いておりますので、内容の詳細・応募方法等はそちらでもご確認いただけます。
(2)	申し込みば全員補助金がもらえますか？ 先着順ですか？	定員を超えての応募があった場合は抽選になり、抽選で当選した方のみが補助金の対象者となります。先着順ではありません。
(3)	抽選の倍率はどのくらいですか？	ここ数年は2～3倍で推移していますが、その年により異なります。
(4)	応募は往復ハガキのみですか？ネットによる応募はないのですか？	現在はネットによる募集は行っていません。
(5)	往復ハガキの書き方がわかりません。	本庁1F、支所、サービスセンターで配布しているパンフレットの裏側に詳細な書き方をご案内しております。また、HPでもこのパンフレットのPDFを掲載していますので、そちらでご確認下さい。
(6)	往復ハガキで応募した後、どのような流れになりますか？	応募数が定員を超えない場合は、募集期間が終了した時点で往復ハガキの「返信」にてその旨、ご案内いたします。 応募者が定員を超えた場合、超えた時点で往復ハガキの「返信」に個々の抽選番号と抽選日を記載したものを返送致します。当選者は抽選番号で発表しますので、ハガキは抽選日まで大切に保管下さい。
(7)	落選した場合は何の連絡もないのですか？	ご応募いただいた方には郵送にて全員にご連絡致します。 抽選により落選した方には落選通知を送付いたします。
(8)	抽選はどのように行われますか？ 見に行くことは可能ですか？	抽選は市役所内で外部の立会人を交えて非公開で行っております。立会人の方が不正はないか責任を持って最初から最後まで見届けています。
(9)	パソコンもスマホも持っていないのですが、抽選結果はどのようにして確認できますか？	抽選結果が分かり次第、速やかに応募者全員に書類を発送しますので、数日中にお手元に結果が届きます。 インターネットをご利用できる場合は抽選日の翌日9時頃にHPで公開すると同時に、市役所8F商工課の前の掲示板に当選番号を貼りだします。 電話での確認は早急に(6/15～6/30)着工する場合があります。
(10)	5月にリフォームを考えています。4月の募集で間に合いますか？	募集スケジュールの都合により4月～6月半ばまでに工事をお考えの場合は助成対象外となります。 交付対象者が決定するのが応募を締めきった後、抽選してからになります。そこから急いで申請処理をしていただいても審査に10営業日ほどかかり、交付決定書がお手元に届いてからの着工になりますので、最短で6月半ば以降の工事が対象とお考え下さい。(2次募集は10/1以降)

西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

2. 募集資格・応募条件について

(1)	誰でも申し込めますか？家族全員の名前で応募しても良いですか？	応募条件に「本人名義の住宅であること」とあります。登記上、その家の所有者だけが応募できます。また、同一世帯につき1通、1度のみとなりますので登記上2名登録されていたとしても応募できるのはお一人だけとなります。仮に複数応募されても抽選の対象にはなりません。応募条件をご確認の上、ご応募下さい。
(2)	私の名前で当選したのですが、父が所有している家なので申請は父の名前で行いたいです。	できません。同一世帯のご家族(ご夫婦)であっても当選権利の譲渡はできません。申請できる権利があるのは当選した方のみとなります。応募条件を応募前に必ずご確認ください。
(3)	住宅の所有者(名義人)は夫と妻で1対1です。二人分応募できますか？	できません。応募は同一住宅、同一世帯について1回限りです。仮に2人のお名前でご応募いただいても補助対象(抽選対象)はお一人になります。
(4)	所有者は夫で、夫は別市で単身赴任中(住民票は他市)です。西宮市に在住している妻が申請することは可能か。	戸籍謄本等にて所有者との配偶者関係が確認でき、かつ戸籍の附票や住民票除票にて所有者が対象となる住居に住んでいたことが分かれば対象となります。
(5)	住宅の所有者(名義人)と死別しました。名義変更はまだしていませんが、固定資産税の支払いは私がしています。応募は可能ですか？	やむを得ない事情により名義変更が済んでいない場合は公的な書類での証明ができれば可能です。具体的には固定資産税の納付書が応募者ご本人の名前で送付されていれば対象となります。納付書が住宅所有者(名義人)宛のままであれば、法務局にて名義変更を行って下さい。
(6)	市内に2軒住宅を所有しています。両方とも自分の名義ですが両方とも助成を受けられますか？	申請者が住民登録をし、かつ居住している住宅が対象ですので一つの住宅が対象となります。
(7)	現在、西宮市のA町に在住していますが、B町にある物件を購入し、リフォームしてから住む予定です。この場合リフォーム助成を受けることは可能ですか？	所有権移転登記後、既にその住宅に居住し、そこに住民票を置くことで要件を満たして応募が可能になります。物件を既に購入して所有していたとしても、現在居住していなければ(住民票がリフォーム対象の住所になければ)助成対象にはなりません。
(8)	以前、住宅リフォームの助成を受けたことがありますが、上限金額まで行きませんでした。再度申し込みますか？	助成金額にかかわらず、同一住宅、同一世帯について1回限りの助成となります。過去に当選し、助成を受けられた方は再度申請はできません。
(9)	交付決定を受けましたが、工事をしませんでした。再度応募はできますか？	「辞退届」を提出していることを条件に可能です。辞退届のご提出がなかった場合は「辞退をしていない」「着工した」と見做されますので応募いただいても除外となります。
(10)	介護保険による住宅改修との併用は可能ですか？	同じ工事箇所についての併用はできません。介護保険による住宅改修の対象とならない工事を同時に行う場合、それぞれを別工事として分割して見積・報告・支払いできる場合は助成対象となります。

西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

3. 対象工事について

(1)	どのような工事が助成金の対象となりますか？	①住宅の改修工事その他住宅の機能の維持及び向上のために行う補修、改良または設備改善 ②住宅の敷地内の自家用駐車場の設置や修繕のための工事が対象です。詳細はHPあるいはお電話にてご確認ください。
(2)	既に着手している、あるいは終了した工事は対象ですか？	対象になりません。着工前の工事が対象になります。
(3)	工事はいつまでに完了すれば良いですか？	年度末の末日(3/31)までに①工事②支払③報告の3点をすべて完了させて下さい。
(4)	市内の業者を紹介してほしいのですが。	西宮市では業者の斡旋や紹介はしておりません。ご自身でインターネットやタウンページ、べんり帳等で調べて下さい。インターネットで検索される場合は【兵庫県住宅改修業者登録制度(兵庫県リフォーム業者検索システム)】のHPがございます。ご参考にして下さい。
(5)	市内の家電量販店やホームセンター、コープ等が行う工事は助成対象となりますか？	西宮市の営業所や販売店が存在し、その所在地を見積書、領収書、完了報告書に記載・社印を押印できるのであれば対象となります。
(6)	外壁の塗り替えを行います。塗料の指定はありますか？	塗料の指定はありません。
(7)	敷地内の駐車場の側面に植木が植わっていますが、撤去してフェンスにしたいです。対象ですか？	対象となります。塀を設置することと同様に取り扱います。
(8)	家の駐車場をつぶして家庭菜園に変更しようと思います。対象ですか？	対象になりません。リフォームの対象は住居もしくはそれに付随するもの、としています。
(9)	家に付随する駐車場を芝生の状態からコンクリートにしたいです。対象ですか？	対象となります。
(10)	テラスハウスやマンションの外壁や屋根は対象となりますか？	共同住宅の屋根や外壁は区分所有者の共有の持ち物となりますので対象になりません。
(11)	エアコンの取り付け工事は不可、とのことですが、部屋の内装の変更を行った際にエアコンも移動させました。その場合の工事も対象外ですか？	他の工事と同時に工事を行う場合は対象になることもあります。事前に状況をお聞かせ下さい。
(12)	バルコニーの改修と台所の改修を違う業者に依頼します。一緒に申請できますか？	年度内の同時の工事であれば申請できます。業者からの書類(見積書、領収書、完了報告書等)はそれぞれご用意ください。
(13)	年度内に3か所を7月、11月、2月の3回に分けて工事を行う予定です。3か所とも申請可能ですか？	申請時に3か所の見積を取得可能で、年度内の工事であれば申請できます。同じ業者で行う場合は見積・領収書・完了報告書は1つで良いですが、違う業者を利用する場合は書類(見積書、領収書、完了報告書等)はそれぞれご用意ください。また、年度を超えた工事は対象外となりますのでご注意ください。
(14)	1Fが店舗で2Fが住居です。介護用の住居用エレベーターをつけたいのですが、申請可能ですか？	住居用目的であれば可能です。事業用として使用する場合は対象外となります。バリアフリー目的の改造の場合、条件によっては介護保険課や生活支援課で補助を行っておりますのでそちらを先にご確認下さい。同じ工事に対して助成金の併用はできません。(高齢介護課 ☎35-3048 生活支援課 ☎35-3157)

西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

4. 申請・報告について

(1)	申請書はどこでいつもらえますか？	助成対象者全員に郵送します。抽選になった場合は当選した方に郵送します。窓口での個別配布やHPからのダウンロードはしていません。
(2)	申請者は誰になりますか？	住宅所有者で、かつ現在当該住宅に居住している方で応募(当選)されたご本人になります。応募(当選)の権利の譲渡はできませんので応募の際に対象条件・対象住宅をよく確認してください。
(3)	申請書は窓口で提出しなくてははいけませんか？	郵送でも可能です。但し、郵送の場合、間違いや漏れがあった際に書類のやり取りに時間がかかります。完全な書類を受領してから交付決定の審査に10日程度かかりますので、着工までに余裕を持ってご提出いただく必要があります。なお、窓口にお越しの際は必ず印鑑をお持ち下さい。書類を修正する場合に必要です。
(4)	見積書の原本は手元に置いておきたいです。	原本はご提出いただきますので手元に置いておきたい場合はコピーしたものをお手元に置くようにしてください。あるいは業者に依頼して2部原本を用意してもらって下さい。
(5)	申請時に出した見積と実際の工事金額が変わりそうです。変更届の提出は必要ですか？	交付決定時から変更がある場合、その変更内容により処理が異なります。
(6)	申請時と施工業者が変わりました。変更届は必要ですか？	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「変更届」が必要(商工課までご連絡下さい) <ul style="list-style-type: none"> ○変更前・変更後のいずれかあるいは両方の交付金額が10万円未満。 ➡変更決定次第、着工前に必ずご提出下さい。 2. 「変更届」が不要 <ul style="list-style-type: none"> ➡必要書類を実績報告時にご提出下さい ①金額変更で、交付金額が変更前・後ともに10万円 →金額変更後の見積書 ②施工業者が変更 →内容変更が分かる見積書(施工業者の印を忘れないこと) ③工事箇所の変更 →(1)変更前・(工事中)・変更後の工事箇所の写真 (2)内容変更の分かる見積書
(7)	申請時には外壁工事のつもりでしたが、都合によりお風呂の工事に変更しました。変更届は必要ですか？	
(8)	変更届はどうすれば手に入りますか？また、どのタイミングで提出したら良いですか？	変更届が必要な場合は商工課までご連絡下さい。郵送させていただきます。(窓口に取りに来ていただくこともできます)変更届の提出は変更が決まったら早急に、 工事が始まる前 にご提出下さい。変更届による交付決定がお手元に届くまで工事の着工は控えて下さい。
(9)	法務局で建物登記の閲覧が有料ですが、その画面のコピー(ハードコピー)で良いですか？	不可です。登記官の公印を押印したものを提出下さい。
(10)	「登記情報提供制度」によりネットで登記情報が印刷できます。これを「建物登記事項証明書」として提出して良いですか？	不可です。該当制度の印刷は公印が押印されていないので受付できません。建物登記事項証明書については神戸地方法務局西宮支局でお取りいただくか(郵送での請求可能)、「登記・供託オンライン申請システム」のHPで有料で請求できますので公印が押印された3か月以内のものをご提出下さい。

西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

(11)	登記簿は建物と土地、両方必要ですか？全部事項と現在事項は？	最低限、「建物」の「現在事項」が必要です。(全部事項が望ましい)
(12)	家が遠くて法務局まで登記簿を取りに行くことが難しいです。どうしたら良いですか？	オンラインで請求、郵送にて送付してもらう方法があります。また、郵送で依頼し、郵送で受けとる方法もあります。詳細は法務局にてご確認・ご相談下さい。 (神戸地方法務局西宮支局 ☎0798-26-0061)
(13)	住民票と登記簿は返却してもらえますか？	いかなる理由でも返却できません。
(14)	住民票は家族全員のものが必要ですか？	申請者ご本人のものだけで大丈夫です。
(15)	半年前に引っ越した際に住民票を取得しました。それを提出しても良いですか？	申請時に3か月以内の日付のものをご用意ください。3か月以上経っている場合は再度取得願います。
(16)	リフォーム業者がカード払いの場合は領収書が出せないと言っています。どうしたら良いですか？	工事の前に支払方法がどのような形でも領収書を必ず出すようにお伝え下さい。 施工業者にはお客様が領収書を発行してほしい、と要請した場合、支払方法に関わらず発行義務が発生します(民法上)。どのような支払方法を選択したとしても、領収書の発行は可能です。
(17)	工事する箇所が屋根なので、工事前の写真を用意できません。	工事箇所の写真が撮れない場合は、施工業者に「工事前」「工事中」「完了後」の写真を撮ってもらい、完了報告の際にお持ち下さい。 その場合、申請時の写真はなくても構いません。

5. その他

(1)	リフォームについて、工事費が適正かどうか、見積の見方がわからない等で相談したいのですが	リフォームに関する国土交通大臣指定の相談窓口が以下の機関になります。 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいるダイヤル) ☎ 0570-016-100 あるいは 03-3556-5147
(2)	リフォーム工事の現場を職員が確認に来ることがありますか？	必要に応じて現地調査を行うことがあります。その場合は事前に都合の良い日時等を確認させていただきますのでご協力をよろしくお願い致します。
(3)	面倒になったので交付を受けたリフォームを辞めたいと思います。このままスルーしても大丈夫ですよ？	交付を受けたものについては「辞退届」の提出をお願いしています。 辞退届なき辞退の場合は、リフォームを実施したと見做され、以降の応募が無効になりますのでお気をつけ下さい。